

四日市市公契約審議会 会議録要旨

- 1 日 時 : 令和元年8月6日(火) 午後6時00分~午後7時40分
- 2 場 所 : 四日市市役所 7階 部長会議室
- 3 議 題 : 公契約条例の施行状況について
- 4 出席委員: 小林会長、平田委員、森川委員、西川委員、岡田委員、鈴木委員
- 5 事務局 : 内田総務部長、松浦調達契約課長、勝木調達契約課長補佐、田代契約係長、古市主事
- 6 傍聴者 : 3名
- 7 議 事 : 公契約条例の施行状況について事務局から説明。その後、質疑応答を実施。

○資料「公契約条例の施行状況について」事務局より説明

○ 委員

(配布資料5ページの表について)

「業務委託(50万円以上)」の契約については随意契約が多いのはなぜでしょうか。

○ 事務局

「業務委託」は、例えば設備の保守・点検、システムの保守、Windows10対応や改元対応のシステム改修等、その設備のメーカーやシステム開発業者しかできない場合が多く、結果として随意契約が多くなっています。

○ 委員

(配布資料6ページ(2)透明性の確保について)

建設工事や測量・調査・設計業務委託については随意契約理由を公表する事項としていますが、物品・業務委託については公表事項となっていないのはなぜでしょうか。

○ 事務局

委員よりご指摘いただいたことにつきまして、公契約の透明性の確保という観点から、物品・業務委託につきましても随意契約理由を公表するよう改善する必要があると思います。

○ 委員

当然やむを得ない理由があって随意契約しているものと思いますが、件数が多いこともあって理由が気になる場所でもありますので、オープンにさせていただけるとありがたいです。

○ 委員

(配布資料3ページについて)

公共工事設計労務単価と最低賃金が同じページに掲載されていますが、公共工事設計

労務単価は社会保障費等を含んだ金額であり、最低賃金は生活していくために必要な最低限の金額であるため、それぞれを比較材料とすることはできません。資料を読むにあたって誤解を与えないようにそれぞれ別のページに掲載するなど工夫する必要があると思います。

○ 事務局

ご指摘のとおり、公共工事設計労務単価と最低賃金が同じページに掲載されているのは、比較対象とするためではないため、誤解を生まないよう掲載方法について工夫いたします。

○ 委員

(配布資料8ページ「低入札価格調査制度」について)

低入札価格調査制度に関する表について確認ですが、低入札価格調査制度を16件に対して導入し、結果として低入札調査基準価格を下回る事例は0件であったということですか。

○ 事務局

その通りです。

○ 委員

低入札価格調査基準価格を下回るような闇雲に低い金額の入札は、近年、減ってきているということでしょうか。

○ 事務局

低入札調査基準価格を下回るような金額で入札したとしても、多くの場合、順位が変わるほど価格評価点は高くなりません。本市の総合評価方式の制度につきまして、入札参加業者にも十分浸透してきたためと理解しています。

○ 資料「公契約条例の施行状況について」の続きを事務局より説明

○ 委員

労働環境チェックシートをまとめた表について、一次下請けと二次下請け等分けて表にすることはできないでしょうか。

○ 事務局

一次、二次、三次下請けと進むにつれて、おそらく最低労働賃金単価が厳しくなっていることが確認できるのではないかとご指摘だと思いますが、施工体制台帳が工事担当課に提出されているはずですので、一次下請け、二次下請け等を区別することはできると思います。また、労働環境チェックシートの項目に追加する方法も考えられますが、工事担当課と相談して検討したいと思います。

○ 委員

工事（１）の「aj」で表示されている業者は、交通誘導員A及び交通誘導員Bの１日の最低労働賃金単価が6,560円と報告されていますが、8時間労働とすると時給820円となり、最低賃金846円を下回ってしまいますが、いかがなものでしょうか。

○ 事務局

業者に確認いたしましたところ、工事（１）につきましては、平成30年10月の最低賃金改定前の工事であったため、改定前の最低賃金820円と同じ単価であったとのことでした。

○ 委員

設計労務単価からすると、著しく低い単価ですね。

○ 委員

労働環境チェックシートは対応する職種ごとに最低賃金を報告するものなので、本工事がどのような工事であったか分かりませんが、建設工事であれば、例えばゲートの前で番をしているだけであったり、子供の多い通学時間だけ交通誘導するなどの特殊な例が考えられるのではないのでしょうか。さらに言えば、交通誘導員A及び交通誘導員Bを全く同じ単価で報告してきているところを見ると、報告者がどれだけ制度を理解しているか疑問です。どちらかといえば、交通誘導員の単価が高くなってきている建設業界の現状について議論すべきものと思います。

○ 事務局

警備員や交通誘導員の賃金は、特に上昇の激しい職種であると私共も報道等により認識しているところです。

○ 委員

実際のところ、役所の設計労務単価で来ていただける方はお見えになりません。

○ 事務局

交通誘導員Aでいうと、設計労務単価の13,400円では来ていただけないというのが現実なんですね。

○ 委員

17ページの工事（10）で報告されている交通誘導員の単価も8000円程度ですが、おそらく、労働時間が短いためと考えられますね。

○ 事務局

今皆さんにご議論いただいていることにつきましては、労働環境チェックシートを報

告する方の考え方や意識に差が出ていることや1日の労働時間がわからないことが原因としてあると考えられます。労働環境チェックシートの書き方の周知や注釈を追記するなど、対応を検討したいと思います。

○ 委員

労働環境チェックシートは適切な労働条件が確保されているかどうかをチェックするためのものであるため、チェックシートの項目や注釈等改善する必要があると思います。また、チェックシートをまとめた資料の作り方についても検討していただければと思います。

○ 事務局

皆さんにご指摘いただいたとおり、勤務時間がわかるような労働環境チェックシートに改めるなど、検討いたします。

○ 委員

働き方改革法案の成立により、労働基準法が改正され、年10日以上有給休暇の権利がある労働者については、少なくとも5日以上の有給休暇を実際に取得させることが義務付けられました。労働環境チェックシートは適正な労働条件の確保を目的としています。有給休暇取得率等についても、労働環境チェックシートで確認できるようにする必要がありますのではないのでしょうか。

○ 委員

委員のご指摘のとおり、関係法令も変わってきているので、労働環境チェックシートの設問も合わせて見直していく必要があるのではないかと思います。

○ 参考資料1「前回の公契約審議会開催以降の制定自治体の特徴」、参考資料2「公契約条例比較」及び参考資料3「労働環境チェックシート比較」について事務局より説明

○ 委員

建設業では週休2日制の導入が進んでいない状況です。土曜日や日曜日に休日労働をした時に、基礎賃金の1.35倍以上の割増賃金（休日手当）が実際に支払われているか疑問です。労働環境チェックシートで確認できるようにすることはできないのでしょうか。

○ 委員

現在の労働環境チェックシートでもQ6「時間外、休日等の割増賃金は、適正に支払われていますか」という項目が設定されていますが、委員のご指摘についてはいかがでしょうか。

○ 事務局

労働環境チェックシートのQ6につきまして、みなさん「○」をつけて報告していただけていますが、建設業においては、我々のように土日が休日では必ずしもなく、業種によっては公共工事の少ない4月～6月は丸々休みであるようなこともあると聞いています。建設業にとっての休日がいつに当たるのか分かりにくいということもあって、土曜日を平日として取り扱っている業者さんもお見えになるのではないかと思います。

○ 委員

他にも、遠い現場までの通勤時間の手当についてなど問題があります。

○ 委員

非常に良い問題提起をいただいたと思いますが、労働環境チェックシートの項目としてどのように適切に表現するのか、非常に難しい問題だと思います。労働環境チェックシートがあまりにも複雑になりすぎるとは、業者がしっかりと記載できない、現場監督もしっかり管理できない、あるいは労働環境チェックシートを集める市の事務も煩雑になりすぎてしまうのではないかと思います。労働環境チェックシートの項目については、なるべくシンプルなことから報告するようにした方が、効果が高まるのではないかと思います。

○ 事務局

ご指摘いただいたとおり、何が休日出勤なのか、何が通勤時間なのか、みなさんが共通認識を持って、建設業の労働環境を良くしていこうとする方向にもっていかないとはいけません。そうなるように、労働環境チェックシートの項目で表現していかねければならないと思います。

○ 委員

先ほどお話にもありましたが、1日の労働時間が7.5時間なのか、8時間なのかなど、会社によって就業規則がそれぞれ違う中で、労働環境チェックシートでどのようにそれを表現していくか非常に難しいと思います。

○ 委員

労働環境チェックシートが煩瑣になりすぎるとは、業者さんも書きづらくなりますし、市もチェックしづらくなりますので、チェック項目はシンプルである必要があると思います。

○ 事務局

皆さんにご指摘いただいたとおり、今の労働環境チェックシートでは、報告する方の勤務形態等が様々であるため、横並びに報告することが難しい状況となっています。それぞれの項目が同じ基準で報告することができるように労働環境チェックシートの表現等を改善していく必要があると思います。一方で、あまり細かいことを報告するようにしても、チェックシートを作るだけで精一杯になってしまうようではいけないので、

非常に難しいところであります。すべて項目だてして報告いただくのも一つの方法ですが、年度毎に項目を絞って報告してもらうことも一つの方法だと思います。これからは「働き方改革」がキーワードになる中で、労働者に十分な休息を取ってもらったうえで業務にあたっていただいている実態を、市としてもきちんとチェックしていくということであれば、そのことに項目を絞って、お互いに負担のないように労働環境チェックシートを工夫していく必要があると思います。

○ 事務局

他市の労働環境チェックシートを見ると、「労働者に対する労働条件の書面による明示」、「労働時間の適正な把握・記録」や「有給休暇・休日の適切な付与・管理」などが、西川委員にご指摘いただいたことに関連する項目だと思います。このような項目は本市の労働環境チェックシートにはございませんので、他市がどのように実施しているのか研究したいと思います。

○ 委員

労働環境チェックシートの書式を変更すること自体は条例改正には当たらないので、比較的容易に変更できるということによろしいでしょうか。

○ 事務局

そのとおりです。

○ 委員

ここまで皆さんにご指摘いただいたことについて、労働環境チェックシートに盛り込んでいくことも一つの方法だと思いますが、総合評価方式の評価項目やプロポーザル方式での提案項目として取り上げて発注の段階で求めていくことも、一つの方法だと思います。

今年の2月に環境省において環境配慮契約法基本方針の改定が閣議決定され、基本方針には、維持管理契約に温室効果ガス等の削減に配慮した内容を盛り込むよう努めること、総合評価方式を採用する際は温室効果ガスの削減に寄与する提案を求めることなどが盛り込まれました。

適切な労働環境や温室効果ガスの削減を入札参加業者に求めていくうえで、総合評価方式は親和性が高い入札方式だと思います。

総合評価方式での業務委託の入札も検討していただけたらと思います。

○ 委員

四日市市は、建設工事では総合評価方式での入札を実施しており、障害者雇用や育休などについて評価項目となっているところですが、業務委託では総合評価方式での入札を実施していません。受注した後のチェックのほかに、受注する前の段階で資料を提出していただいてチェックすることも、業務委託の発注のあり方としてあってもよいのではないかというご指摘ですが、事務局としての考えはどうか。

○ 事務局

総合評価方式の対象として、前年度に「ほ装」を含めるなど拡大してきたところですが、業務委託についても総合評価方式の対象とできるかにつきましては、他市でも事例が少ないところでもありますので、研究を続けて参りたいと思います。

○ 委員

上半期、下半期に1回など、年2回ぐらい公契約審議会があってもよいのではないのでしょうか。今回審議した内容で宿題となったことについての調査結果の報告など、年1回の審議会では期間があきすぎるように思います。また、津市では、年5、6回実施していると聞いています。

○ 事務局

津市は労働報酬下限額の5年以内の設定に向けて、頻繁に公契約審議会を開催しているのかと思います。

○ 委員

委員のご指摘のとおり、今日皆さんからご指摘いただいた労働環境チェックシートの見直しについて、来年度に向けて改善しようとする場合、年度の後半に事務局より案を提示していただけると、また議論を深めることができるのではないかと思います。もし可能であれば、年度内にもう一度公契約審議会を開催することはできないのでしょうか。

○ 事務局

ご指摘いただいとおり、来年度の審議会では労働環境チェックシートの改定案を審議いただいているのは、実施が一年遅れることとなります。年度内にもう一度公契約審議会を開催できるよう検討いたします。

では、これで審議は以上とさせていただきたいと思います。ありがとうございました。